

## 2024 年（令和 6 年）12 月 1 日より 確定拠出年金の拠出可能枠が変わります

☆2024 年 12 月 1 日より、企業型確定拠出年金（以下：企業型 DC）において事業主が拠出（選択制企業型 DC 実施事業所は加入者が拠出）できる掛金の枠が改正されます。



### 企業型 DC 加入者の拠出限度額が変更となります

◆DB 等の他制度<sup>\*1</sup>に加入している企業型 DC 加入者の拠出限度額は、実態（他制度掛金相当額）にあわせた拠出限度額に変更されます。

	現行	改正後（2024 年 12 月以降）
企業型 DC 及び DB 等の他制度 <sup>*1</sup> に加入している者	月額 27,500 円 (55,000 円から一律 27,500 円を控除)	月額 55,000 円から DB 等の他制度掛金相当額 <sup>*2</sup> を控除した額 (経過措置があります)

- \*1 DB 等の他制度：確定給付企業年金（以下 DB）、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金  
\*2 DB 等の他制度掛金相当額：DB 等の他制度の給付水準を企業型 DC の事業主掛金に相当する額として算定したものの、複数の DB 等の他制度に加入している場合は合計額。

### 企業型 DC 拠出限度額の見直しに伴う経過措置とは

◆施行の際、すでに企業型 DC を実施している事業主は、旧制度（現行制度）が適用される経過措置があります。なお、経過措置を適用せずに、法改正に伴う規約変更により新制度を適用（企業型 DC 加入者の拠出限度額を増額）することもできます。

<規約変更をしない場合（経過措置適用）> 既存の DC 規約で設定された掛金拠出が可能（上限 27,500 円）

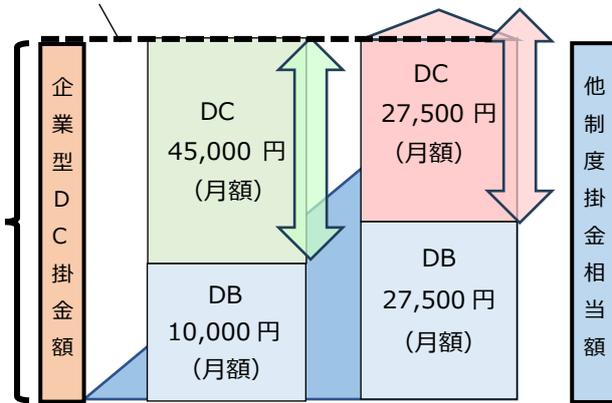
法定拠出 上限額 55,000 円	可	可	可	可	可	可
	DB 掛金 5,000 円	DB 掛金 10,000 円	DB 掛金 30,000 円	DB 掛金 10,000 円	DB 掛金 30,000 円	DB 掛金 60,000 円
	DC 掛金 10,000 円	DC 掛金 27,500 円	DC 掛金 27,500 円	前払給与 DC 掛金 27,500 円	前払給与 DC 掛金 27,500 円	DC 掛金 27,500 円
			法定上限（55,000 円/月額）を超えた拠出が可能（企業型 DC は引き続き 27,500 円）			

<規約変更をした場合（新改正法を適用）> DC の掛金増額が可能（月額 55,000 円—DB 等の掛金相当額）

法定拠出 上限額 55,000 円	可	可	不可	可	可	不可
	DB 掛金 相当額 5,000 円	DB 掛金 相当額 10,000 円	DB 掛金 相当額 30,000 円	DB 掛金 相当額 10,000 円	DB 掛金 相当額 30,000 円	DB 掛金 相当額 60,000 円
	DC 掛金 10,000 円	DC 掛金 27,500 円	DC 掛金 27,500 円	DC 掛金 45,000 円 までの掛金 拠出が可能	DC 掛金 25,000 円 までの掛金 拠出が可能	DC 拠出は 不可
			企業型 DC の掛金拠出月額を増額が可能（前払給与の代替で活用可能）			

## 経過措置の適用ポイントと新制度適用（規約変更）による効果

法令拠出限度額 55,000 円（月額）



- ◆他制度掛金相当額が 10,000 円（月額）の場合、企業型 DC 拠出限度額は 45,000 円となり、**新制度の適用により**、拠出限度額は大幅に増加します。



DB 等の他制度掛金相当額が 27,500 円以下の場合は、新制度適用が有効

- ◆他制度掛金相当額が 27,500 円（月額）を超える場合、**経過措置の適用により**、法定拠出限度額である 55,000 円（DB 掛金と合算で月額）を超えた額を、企業型 DC で拠出することができます。



DB 等の他制度掛金相当額が 27,500 円を超える場合は、経過措置適用が有効

## 改正への対応にともなう「拠出限度額」と「規約変更手続き」について

対応方針	規約変更手続き
経過措置を適用	2024 年 12 月以降に規約変更が生じたタイミングで規約に「旧制度」と記載します（届出は不要）。
経過措置を適用せずに新制度を採用	変更日 2 カ月前までに管轄の地方厚生（支）局へ「新制度」と記載のうえ、規約承認申請が必要です。

注）2024 年 12 月以降、規約変更を伴う事業主掛金の変更（制度設計の見直し）等を実施した場合は、経過措置の適用が終了します。適用措置の終了事由については、事前にお問い合わせください。

## 企業型 DC 加入者の「iDeCo 拠出限度額（月額）」も変わります

現行	改正後（2024 年 12 月以降）
DB 等の他制度に加入している者 月額 27,500 円 - 各月の企業型 DC の事業主掛金 ※ただし、 <u>月額 12,000 円</u> を上限	月額 55,000 円 - （各月の企業型 DC の事業主掛金 + DB 等の他制度掛金相当額） ※ただし、 <b>月額 20,000 円</b> を上限 <b>（経過措置はありません）</b>

### <参考> 事務手続き～経過措置の適用にかかわらず必要となります

- 企業型 DC 実施事業所の事務手続きとして、他制度掛金相当額の入力などの対応を行う必要があると想定されます。詳細は運営管理機関からの案内をご確認ください。



#### 【本件に関するお問い合わせ先】

114 サリュダイヤル  
**0120-114001**

（ご利用時間）

平日 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）